

平成22年第4回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 : 平成22年11月24日(水) 15:00～16:18
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 山内 一也理事,
高橋 剛委員, 松田 忠男委員, 宮間 利一委員, 表 憲章委員,
宮本 光明委員
4. 欠席者 : 松野 丈夫理事
5. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 前田 敬道監事, 太田 貢学長政策推進室長, 伊藤事務局長,
中村総務部長, 高橋病院事務部長, 市山教務部長, 山内総務課長,
藤井企画評価課長, 今田会計課長, 中西施設課長, 堤総務課長補佐,
国井総務課長補佐, 松井総務係長, 山村総務係主任

議事に先立ち、学長から、平成22年第3回(平成22年6月25日開催)経営協議会の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 診療特別手当の新設について

本件について、学長から発議の後、平成22年4月1日付けで診療報酬点数の改定が行われ、この背景には勤務医の待遇改善があることから、特に医師のうち非常勤職員である医員及び初期研修医の待遇改善を図ることとし、年2回の特別手当として「診療特別手当」を新設すること。この手当の財源は、診療報酬点数の改定による増収分を充てること。この診療特別手当の新設に伴う本学非常勤職員給与規程等の一部改正案については、資料1のとおりであること及び9月10日付け毎日新聞掲載記事を参考に配付した旨説明があった。

次いで、山内総務課長から資料に基づき、次の説明があった。

- ①一部改正の規程は「非常勤職員給与規程」で、新たに診療特別手当の項目を新設したこと。
- ②手当支給の内容は、6月1日及び12月1日を基準日として、勤務状況等に依りて支給すること。本学大学院に在籍している期間については、支給対象より除外すること。
- ③「非常勤職員(短時間勤務職員)給与規程」も同様に改正したこと。

引き続き、学長から、本来であれば、本協議会を経て、役員会に諮るべきところであるが、開催日の都合により、先に9月8日開催の役員会で審議・了承されたことが報告された。

審議の結果、原案のとおり、診療特別手当を新設し、非常勤職員給与規程等の一部改正することが了承された。

なお、学長から、医員については本年10月1日から、研修医については来年4月1日から支給すること及び常勤医師への手当についても検討中である旨付言があった。

2. ドクターヘリ搭乗手当の新設について

本件について、学長から発議及び次のとおり説明があった。

- ①ドクターヘリ搭乗業務は、これまで旭川赤十字病院での兼業として扱ってきたが、冬期間は本学敷地内の格納庫に待機せざるを得ないことから、今後は旭川赤十字病院との間に業務委託契約を結び、本学の業務として扱うこと。
- ②この業務は、国家公務員の給与制度にある危険性を伴った特殊な勤務に対して支給される特殊勤務手当の航空手当業務に相当するため、この手当に準じて、「ドクターヘリ搭乗手当」を新設すること。
- ③この手当の新設に伴う本学職員給与規程等の一部改正案を、資料2のとおり作成したこと。

次いで、山内総務課長から資料に基づき説明があった。

引き続き、学長から、本来であれば、本協議会を経て、役員会に諮るべきところであるが、開催日の都合により、先に10月13日開催の役員会で審議・了承されたことが報告された。

審議の結果、原案のとおり、ドクターヘリ搭乗手当を新設し、職員給与規程等の一部改正することが了承された。

なお、学長から、平成22年11月1日から支給する旨付言があった。

3. 職員給与規程等の一部改正について

本件について、学長から発議及び次のとおり説明があった。

- ①8月10日に国家公務員の給与改定の人事院勧告が行われ、11月1日に「給与に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定されたこと。11月中旬に国会での審議を通過し、給与法が改正されれば国家公務員は勧告どおり給与改定が行われる予定であること。
- ②国家公務員給与法の一部改正については、労働基準法等が適用されている本学職員には直接適用されるものではないが、本学はこれまでも国家公務員の給与支給基準をほぼ踏襲して給与規程の制定及び改正を行ってきたこと。
- ③また、本学職員給与規程第44条において「この規程の定める基本給及び諸手当の額等は、国家公務員の給与の改定状況のほか、本学の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように改定するものとする。」と規定していること。
- ④今回の人事院勧告の概要及び人事院勧告に係る本学の対応案については資料3のとおりであること。

次いで、山内総務課長から資料に基づき、以下のとおり説明があった。

- ①基本給月額について、人事院勧告に準拠し、引き下げること。
- ②ボーナスの支給率を、職員は3.95ヶ月分、役員は2.95ヶ月分に引き下げること。

- ③非常勤職員については、常勤職員に準じて改定するが、12月1日以前からの在職者については来年4月からの単価改定とすること。また、パートタイム職員の時間給及び医員・研修医の日給については、定額制のため改定を行わないこと。なお、診療助教の年俸については、道からの委託費を基に年俸額を決定しているため、改定を行わないこと。
- ④減額調整については、他大学における実施予定状況等に鑑み、行わないこと。
- ⑤超過勤務手当の積算基礎について、人事院勧告に準拠し、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に、日曜日又はこれに相当する日の勤務時間を含めることとし、平成23年4月1日より実施すること。
- ⑥若年・中堅層にこれまで抑制してきた昇給を、人事院勧告に準拠し、1号俸回復すること。
- ⑦公的年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて、平成25年度から定年を段階的に65歳まで延長すること。

引き続き、学長から、本来であれば、本協議会を経て、役員会に諮るべきところであるが、開催日の都合により、先に11月17日開催の役員会で審議・了承されたことが報告された。

審議の結果、原案のとおり、本学職員給与規程等を国家公務員と同様の改正を行う基本方針が了承された。

4. 障害者雇用の促進について

本件について、学長から発議及び次のとおり説明があった。

- ①本学の障害者雇用について、平成21年12月9日開催の役員会において、当時の不足数を補充することが承認されており、資料4のとおり、本年6月1日時点では、法定雇用人数が達成されていたこと。
- ②7月1日に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、算定対象者を、週30時間労働者から週20時間労働者に拡大するとともに、除外率を40%から30%に引き下げられたことにより、更に4名の雇用義務が生じていること。
- ③不足数4名の雇用にあたり、本来であれば、本協議会を経て、役員会に諮るべきところであるが、開催日の都合により、先に9月8日開催の役員会で6時間パートの非常勤職員を雇用することが審議・了承されたこと。
- ④人件費としては、約620万円程度が見込まれること。

審議の結果、原案のとおり、不足数4名に対しては、6時間パートの非常勤職員を雇用し、対応することが了承された。

5. 平成23年度再雇用希望者について

本件について、学長から発議があり、次いで、山内総務課長から資料5に基づき、以下の説明があった。

平成23年度における再雇用予定者は、本年度定年退職者3名、21年度定年退職者7名、20年度定年退職者5名、19年度定年退職者4名の併せて19名であること。この19名は、全員が「再雇用契約職員の対象となる基準」を満たしていることから、全員を再雇用することについて問題はないと判断したこと。

また、検査結果待ちの1名についても、検査結果が出次第、産業医に就業の可否を判断願ひ、特段問題がなければ、再雇用に係る手続きを進めること。

なお、現在、実験実習機器センター、動物実験施設等の教育研究支援部門の見直しワーキンググループにおいて、再雇用職員を含めた本人の技術・技能・知識等を把握し、より効果的な教育研究の支援体制を構築することを目的に、「共同利用施設職員の研究支援状況調査」結果を行っており、この調査状況を踏まえ、特段問題がなければ、再雇用に係る手続きを進めること。

審議の結果、原案のとおり、平成23年度における再雇用予定者全員を雇用することが了承された。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 平成21年度に係る業務の実績に関する評価結果について

平成21事業年度及び中期目標期間に係る業務実績報告書を、国立大学法人評価委員会に提出した結果、資料6-1～6-3のとおり、平成21年度に係る業務実績に関する評価結果等の通知があったこと。

次いで、藤井企画評価課長から、資料に基づき、評価結果の内容について、説明があった。

引き続き、学長から、4項目全てで「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」（いわゆる【B】）と評価され、「指摘事項」もなかったこと。このことは、法人評価が始まって以来、本学では初めてであり、一丸となって改善に努めてきた全学的な取組や実績が認められたこと。

また、本学の特色ある取組例として、「遠隔医療システムを用いた地域医療貢献や『ウェルネットリンク』の開発・運用」と「自己資金による『脳機能医工学研究センター』の設置」が取り上げられたこと。

本学の評価結果については、実績報告書及び関係資料とともに本学ウェブサイトに掲載し公表しており、今後の大学運営等の参考にしていただきたいこと。

なお、中期目標期間評価（確定評価）結果については、平成23年3月から4月頃に通知される予定であること。

(2) ブランドマーク（ロゴマーク）の募集について

大学運営会議において、旭川医科大学らしさを表す「新コミュニケーションマーク」を作成することについて審議了承され、また、本学の英訳名称を「College」から「University」に変更したことから、資料7のとおり、ブランドマーク（ロゴマーク）の募集を行ったこと。

10月29日に締め切り、870件の応募があったこと。

なお、最優秀者には、賞状及び副賞100万円を贈呈すること。

(3) 旭川労働基準監督署からの是正勧告について

7月28日（水）に、旭川労働基準監督署による調査が行われ、資料8のお

り、労使協定で定めた限度時間数を超えて時間外労働を行わない等の是正勧告を受けたこと。

次いで、山内総務課長から、資料に基づき説明があった。

引き続き、学長から、この勧告を真摯に受け止め、従前にも増してより一層適正な勤務時間管理を行う旨付言があった。

(4) 救命救急センターの設置について

救命救急センターに係る厚生労働省と北海道との協議が、資料9-1のとおり8月25日に整い、平成22年9月2日付けで高橋北海道知事から本学に対し、設置の要請があり、平成22年10月1日（金）から運営を開始したこと。

同センターは、資料9-2のとおり、救急部を発展的に廃止し、診療部門として「救急科」、中央診療施設として「救命救急センター」を新設して、組織を整備したこと。また、施設の改修を資料9-3のとおり行ったこと。

なお、旭川赤十字病院の救命救急センターと区別が付くように、「旭川医大救命救急センター」として、広報・発信していくこと。

(5) 病院情報管理システムに係るNTT東日本の対応について

NTT東日本との病院情報管理システムのリース契約解除については、前回開催の経営協議会で報告したが、NTT東日本から本学に対する損害賠償請求の訴訟が提起されたこと。

次いで、高橋病院事務部長から、資料10-1及び10-2に基づき、訴状等の概要について説明があった。

引き続き、学長から、今後は本学からNTT東日本に対する損害賠償請求の訴訟提起について、弁護士と連携し、対応していく旨付言があった。

(6) 損害賠償請求事件について

本学病院が被告となっていた損害賠償請求事件について、去る6月29日（火）に旭川地方裁判所で判決が言い渡され、本学の主張が全面的に認められ、本学の全面勝訴となったこと。

本件については、原告側より「旭川地方裁判所の判決について、全部不服である。」として控訴がなされたこと。

次いで、高橋病院事務部長から、資料11に基づき、事件の概要及び経過について説明があった。

引き続き、学長から、本控訴事件については、本学の顧問弁護士と相談の上、対応していく旨付言があった。

(4) 受託研究、共同研究の受入れについて

平成22年10月末までに受入れを決定した受託研究及び共同研究については、資料12-1及び12-2のとおりであること。

(8) 寄附金の受入れについて

平成22年度6月分～10月分の寄附金受入状況については、資料13のとおりであること。

(9) 会計検査院による会計実地検査の結果について

今田会計課長から、次のとおり説明があった。

会計検査院による会計実地検査が、平成22年11月10日から11月12日までの3日間にわたり、実施されたこと。

講評事項として、2点があったこと。

(10) 環境報告書2010の公表について

「環境報告書2010」を資料として配付しているので、ご覧いただきたいこと。

この環境報告書は、事業年度ごとに年度終了後6ヶ月以内に公表することが義務付けられており、環境方針や実施計画、環境への取組状況、事業活動に伴う環境負荷等を記載していること。

次いで、中西施設課長から、次のとおり説明があった。

- ①本学の特色ある取組や社会貢献活動などを、「旭川医科大学の挑戦」として紹介し、社会にアピールする構成としていること。
- ②環境報告書の信頼性を高めるため、第三者の意見として、業務監事に評価をしていただいたこと。業務監事からは、環境目標及び実施計画について、自己評価の基準を設定することや具体的な数値目標を掲げてはどうかとの意見を頂戴しており、来年度の課題としたいこと。
- ③環境報告書は、本学ホームページ上でも公表していること。

(11) その他

・中国における遠隔医療プロジェクト等に関する協力について

学長から、次のとおり報告があった。

本年7月に、中国各地において、日本と中国の医療制度の違い、遠隔医療、日本の開業医制度について講演をしたこと。

8月に中国政府から招へいを受け、日本の開業医制度と遠隔医療について説明したこと。中国には開業医制度がなく、医師が都市部に集中しており、地域医療が崩壊の危機にある旨の説明を受けたこと。

9月以降、中国の衛生部副部長（副大臣）を始め様々な方が来学し、中国政府が進める遠隔医療に関して協力要請があったこと。

11月22日から11月24日にかけて、再度、中国を訪問したが、北京及び上海に旭川医科大学方式の遠隔医療センターを設置することが決定し、中国全土に広めることになったこと。

このことは、本学が医療を通じて、国際的な貢献を行うことにつながっていくものと考えていること。

2. その他

学長から、今回の経営協議会は、日程調整の上開催する予定である旨の報告が

あった。